

東京海上グループにおける2023年度「カーボン・ニュートラル」の達成継続

東京海上ホールディングス株式会社(取締役社長 グループCEO 小宮 暁、以下「当社」)は、2023年度もグループ全体(国内・海外)の事業活動において「カーボン・ニュートラル^(※1)」を達成し、2013年度から11年連続の達成となりましたので、お知らせいたします。

(※1)「カーボン・ニュートラル」とは、事業活動により生じるCO₂排出量と、自然エネルギーの利用、マングローブ植林等によるCO₂の吸収・固定・削減効果の換算量が等しい状態を指します。

東京海上グループでは、グループ全体(国内・海外)の環境負荷削減とカーボン・ニュートラル達成に向け、これまで(1)エネルギー効率化、(2)マングローブ植林^(※2)によるCO₂吸収・固定、(3)自然エネルギーの利用(グリーン電力の調達等^(※3))を推進してきました。

その結果、マングローブ植林によるCO₂固定効果等が当社の事業活動に伴い排出されるCO₂排出量^(※4)を上回り、2023年度も「カーボン・ニュートラル」を達成し、2013年度から11年連続での達成となりました。

なお、当社子会社である東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」)は、2009年度以降、15年連続で国内の事業活動において「カーボン・ニュートラル」を達成しています。

- 対象範囲：当社および連結子会社(国内・海外)における事業活動全般
- 結果：CO₂ 排出量 69,888トン < CO₂ 吸収・固定量 96,465トン^(※5)

CO ₂ 排出量 69,888トン	
スコープ1(直接排出、ガス・重油・ガソリンなど)	13,685トン
スコープ2(間接排出、電気、冷温水など)	28,701トン ^(※6)
スコープ3(その他の間接排出、カテゴリ1、3、5、6) ^(※7)	27,502トン

CO ₂ 吸収・固定量 96,465トン	
マングローブによる吸収・固定等(東南アジア9カ国での植林など)	96,465トン

東京海上グループは、これからも環境負荷削減や「カーボン・ニュートラル」の取り組みを推進し、SDGs(目標13「気候変動に具体的な対策を」等)の達成に貢献してまいります。

なお、これらの内容につきましては、「サステナビリティレポート 2024」にて公表しております。
([20240930_Sustainability_Report_j.pdf \(tokiomarinehd.com\)](https://www.tokiomarinehd.com/20240930_Sustainability_Report_j.pdf))



- (※2) マングローブ植林は、東京海上日動が1999年に開始し、2024年3月末までに東南アジア、南アジア、フィジーの9ヶ国で12,597ヘクタール(100メートル幅で東海道・山陽・九州新幹線沿いに東京駅から久留米駅(福岡県)までの距離に相当)を実施しているものです。マングローブ植林には、CO₂吸収・固定を通じた地球温暖化の防止・軽減のほか、生物多様性の保全、沿岸部の津波・高潮被害軽減等の効果があります。
- (※3) グリーン電力については、在米グループ会社であるPhiladelphia Insurance Companies社が、同社の事業活動に伴う年間電気使用量の100%に相当するグリーン電力証書(風力)を購入し2013年度からネット・ゼロ・エミッションを実現しています。また、在英グループ会社Tokio Marine Kiln社や東京海上日動等のグループ会社がグリーン電力等を購入しています。なお、「ネット・ゼロ・エミッション」とは、CO₂排出量がCO₂除去によってバランスし正味でゼロとなっている状態を指します。
- (※4) 温室効果ガス排出量算定基準GHG プロトコルに基づくScope1(直接排出)+Scope2(間接排出)+Scope3(その他の間接排出、カテゴリ1,3,5,6)
- (※5) エネルギー起源のCO₂排出量等の情報は、EY新日本有限責任監査法人による「第三者保証」の対象となっています。マングローブ植林によるCO₂吸収・固定量の情報は、財団法人電力中央研究所に評価・算定を依頼し、報告書を受領しています。さらにその報告書については、報告書に用いられたデータの一部に対して第三者(EY新日本有限責任監査法人)に専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」(日本公認会計士協会)に準拠した合意された手続きの実施を依頼しています。その結果、東京海上グループは、マングローブ植林によるCO₂吸収・固定効果が適切に算定されていると評価しました。CO₂排出量算定の組織境界、活動境界、算出方法および排出係数は、「ISO14064-1」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づく、温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」を参照しています。マングローブ植林によるCO₂吸収・固定量は森林吸収源CDMの方法論を参照しています。
- (※6) グリーン電力購入等によるCO₂削減効果 22,516トンを反映しています。
- (※7) カテゴリ1: 購入した製品・サービス(紙使用量)、カテゴリ3: スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動、カテゴリ5: 事業から出る廃棄物、カテゴリ6: 出張(航空機出張)

以上